

# e-Rad（府省共通研究開発管理システム）の研究機関及び研究者の事前登録について

## （1）e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

e-Radとは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

## （2）e-Radへの「研究機関の登録」及び「研究者の登録」について

補正予算事業の提案書を提出するにあたり、研究実施者（総括研究代表者）について、事前にe-Radへ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録については、次の方法により「研究機関の登録申請」及び「所属研究者の登録申請」の手続きを行ってください。

ただし、やむを得ない事情により、受付期間終了までにe-Radへの登録手続きが完了できない場合は、e-Radへの登録手続き中であることを説明する資料（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）所属研究機関登録申請書）を提出してください。

e-Radへの登録には、2週間程度の手続き期間が必要となりますが、公募期間中は、申し込みが殺到し、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください（公募受付期間前でも登録手続きが可能です。）。

### ①「研究機関の登録申請」について

補正予算事業に応募する研究実施者（総括研究代表者）においては、事前に研究機関の登録が完了する必要があります。

#### 1) 登録申請の対象となる研究機関について

研究機関の登録申請手続きが必要となる研究機関は、以下に該当するもののうち、本システムの対象となる制度・事業に応募その他手続きを行おうとする研究機関です。

- ① 府省内外局、国立試験研究機関、特殊法人及び特別認可法人、独立行政法人
- ② 大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- ③ 地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- ④ 公益法人（財団法人、社団法人、その他）
- ⑤ 民間企業
- ⑥ 各制度・事業で指定された研究機関（例：文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関）

#### 2) 登録申請の方法について

登録申請は、次の書類をe-Radシステム運用担当宛に郵送することにより行ってください。

- ① 様式1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）（※）
- ② 様式2 事務分担者登録／削除 申請書（※）
- ③ 返信用封筒（角形2号サイズ、宛先及び「親展」を記入、返信用切手（120円）を貼り付け）
- ④ 公益法人（財団法人、社団法人、その他）、民間機関など、上記1) ④～⑥（⑥のうち①～③に該当するものを除く。）に該当する研究機関にあっては、機関が実在することを証明できる書類（登記簿謄抄本／登記事項証明書など（コピー不可））

※①、②の書類については、e-Radポータルサイト【<http://www.e-rad.go.jp>】からダウンロードしてください。

<送付先> 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

### 3) 登録手順について

- ① 「様式1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）」、「様式2 事務分担者登録／削除 申請書」をe-Radポータルサイト【<http://www.e-rad.go.jp>】からダウンロードします。
- ② 様式1・2に必要事項を記入します。
- ③ システム利用規約（e-Radポータルサイトに掲載されています。）に同意の上、捺印します。
- ④ 必要書類をe-Radシステム運用宛に郵送します。
- ⑤ システム運用担当においてシステムへの登録を行います。この際、必要に応じて内容の確認を行うことがあります。
- ⑥ 所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）が送付されます。
- ⑦ 事務代表者宛てに電子証明書（事務代表者及び申請された事務分担者用）がメールで送信されます。

以上で研究機関の登録申請手続きは終了です。

※システムを利用する際は、作業用PCに電子証明書をインストールし、通知書に記載されたシステムのログインID、初期パスワードを利用してログインしてください。

※システム稼働後、事務代表者はシステムにログインし、事務分担者を登録し、事務分担者用のログインID、初期パスワードの発行手続きを行い、各事務分担者に配布してください。

研究機関の登録後、所属する研究者の登録申請手続きが別途必要となります。

### ② 「所属研究者の登録申請」について

補正予算事業のほか、平成20年1月以降にe-Radの対象となる制度・事業において、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うにあたって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

このため、上記（1）により研究機関の登録申請を行った研究機関においては、所属する研究者の登録申請を行い、各研究者の「研究者番号」、システム利用にあたっての「ログインID、初期パスワード」を取得し、該当する研究者に発行していただく必要があります。

※この登録手続きはシステムを利用するため必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究機関等の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご確認ください。

※「研究者番号」とは、研究者に一意に付与される研究者固有の番号です。複数の研究機関に所属する研究者の場合、それぞれの機関での登録申請が必要になりますが、「研究者番号」はひとつになります。

#### 1) 登録申請の対象となる所属研究者について

上記（1）により研究機関の登録申請を行った研究機関に所属する研究者が対象となります。登録にあたっては、次の点にご注意ください。

- ① 「研究者番号」を取得していない研究者は、e-Radを利用することができないほか、補正予算事業への提案プロジェクトにおける研究者として登録することができませんので、登録申請漏れのないようにしてください。
- ② 補正予算事業のようにe-Radの対象制度・事業ではあるものの、システムによらずに応募等の手続きを行うものであっても、上記の基本情報を整備する必要から、応募等を行う研究者は「研究者番号」の取得が必要です。

- ③ 次に該当する所属研究者にあっては、その一覧をダウンロードすることができます。退職、他機関への異動など所属する研究者の情報に変更が生じた場合や、新規採用など新たに「研究者番号」及び「ログインID、初期パスワード」の取得が必要な場合は、その都度、e-Radの「研究者情報検索」画面により登録手続き等を行ってください。
- 文部科学省科学研究費補助金の「研究者名簿」に登録され研究者番号を有している研究者。  
なお、これらの研究者の「研究者番号」はそのまま使用できます。

## 2) 登録申請の方法について

登録申請は、研究機関の事務代表者がe-Radにより行ってください。

- ① 研究機関の事務代表者がe-Radにログインします。
- ② e-Radの「研究者情報検索」画面から、所属する研究者の登録に必要な情報を入力します。  
※詳細はe-Radの「所属研究機関用マニュアル」をご参照ください。
- ③ エラーメッセージが画面上に表示されなければ登録完了です。
- ④ 事務担当者は登録確認後、研究者に対して「ログインID、初期パスワード」を発行します。  
※ログインID、初期パスワードの発行方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル」をご参照ください。

## ③ 「研究機関の登録」及び「所属研究者の登録」ほかe-Radに関するお問い合わせ先

e-Radに関するお問い合わせは、以下のe-Radヘルプデスクまでお願ひいたします。なお、戦略的基盤技術高度化支援事業に関するお問い合わせは、裏表紙（担当経済産業局等（法認定申請・提案書の提出先及び問い合わせ先）をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

e-Radヘルプデスク（文部科学省内）

電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:30~17:30

(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)